

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年3月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300351号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300085号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月12日から平成9年8月16日まで

平成6年10月12日付けでA社に入社し継続して勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が平成9年8月16日とされており、請求期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された雇用契約書に、請求者の雇用期間の始期は平成6年10月12日と記載されていることから、請求者は請求期間において同社に勤務していたことが認められ、雇用保険の加入記録により、請求者の同社における雇用保険の資格取得日は平成7年1月16日であることが確認できる。

しかしながら、請求期間を含む平成6年1月から平成9年12月までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した16名(請求者を除く。)について、雇用保険の加入記録を調査したところ、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致している者がいる一方、請求者と同様に、雇用保険の資格取得後、数年経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得している者が複数いることが確認できる。

また、上記の同僚16名のうち照会可能な13名に照会したところ、自身は厚生年金保険についてA社の事業主に確認して入社後すぐに加入したが、加入していない社員も多数いた旨回答した者、入社して3か月後に厚生年金保険に加入した旨回答した者、オンライン記録によると平成9年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得したにもかかわらず、自身が入社したのは平成6年又は平成7年と回答した者が認められた。

これらのことから、A社では、請求期間当時、厚生年金保険の資格取得時期について、全ての社員に対して必ずしも同じ取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、請求期間当時における厚生年金保険の資格取得について、個々の社員の状

況は不明であり、保管期限経過のため、当時の賃金台帳等の資料はないことから、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

加えて、戸籍の附票によると、請求者の請求期間当時の住所はB町及びC市であるが、同町及び同市は、保管期限経過のため、当時の社会保険料等が記載された住民税の関係資料はない旨陳述していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300352号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300086号

第1 結論

請求期間について、請求者のA郵便局における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月1日から同年5月7日まで

A郵便局に昭和61年3月10日に臨時補充員として採用され、同年5月7日に郵政事務官に任ぜられるまでの期間、厚生年金保険の被保険者であったが、共済組合の資格取得年月日が同年4月1日に訂正されたところ、厚生年金保険の資格喪失年月日も同日付けに訂正され、現在の記録では、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間において、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間としても認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「身分証明書」及び「人事異動通知書」により、請求者は、請求期間にA郵便局において臨時補充員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録により、請求期間は国家公務員共済組合の組合員期間であることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第12条において、法律によって組織された共済組合の組合員は、厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されており、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

また、A郵便局は、請求期間当時の職員に係る厚生年金保険及び共済組合の加入の基準は不明であり、請求者の被保険者資格に係る届出について、請求どおりの届出を行ったか不明である旨回答している上、請求者に係る人事記録、賃金台帳等の資料はない旨回答している。

さらに、請求者は、厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。